

内閣参質二一七第四一号

令和七年三月七日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員石垣のりこ君提出選択的夫婦別姓の代替としての通称使用拡大では海外渡航時における不便さが解消できないことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員石垣のりこ君提出選択的夫婦別姓の代替としての通称使用拡大では海外渡航時における不便さが解消できないことに関する質問に対する答弁書

一及び四の前段について

御指摘の「国内で通称使用を拡大することが決定しても」及び「国内での通称使用を拡大したとしても」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国においては、旅券の作成に当たり、国際民間航空機関において定められたIC旅券に関する国際標準にのっとり対応しているところ、御指摘の「通称使用」の「拡大」の具体的な在り方については、現在、各党各会派において議論が行われていると承知しており、お尋ねについて、予断をもってお答えすることは差し控えたい。

二、三及び四の後段について

御指摘の「国内での通称使用を拡大したとしても」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「渡航先の入国審査において通称を使用できる余地」及び「変更の余地」については「渡航先」の関係法令等によって、また、お尋ねの「通称で航空券の予約や査証を取得できるのか」については「渡航先」の関係法令等によって、それぞれ様々であるので一概にお答えすることは各航空会社の規則や「渡航先」の関係法令等によって、それぞれ様々であるので一概にお答えすること

は困難である。